

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.5 2014年3月17日発行者：JR 東海労静岡地方本部 山本繁明

指導訓練時間に関する業務委員会開催！！

3月14日、地本は乗務員の指導訓練に関する申し入れについて業務委員会を開催し、会社と議論しました。回答と議論の内容は、以下の通りです。

1. 定期訓練、臨時訓練、現車訓練の年間計画を明らかにすること。

【回答】業務に於いて必要な訓練を、適宜・適切な時期に実施しており、計画を明らかにする考えはない。

2. 乗務員運用指標に示されている「一人一日平均労働時間」に訓練時間として何時間を算入しているのか明らかにすること。

【回答】労働時間は、「乗務時間・準備報告時間・折り返し時間・訓練時間及び付加時間で構成されており、定期訓練については一人一日平均労働時間にも参入している。

3. 「一人一日平均労働時間」に算入している訓練は、定期訓練として時間内で整理されているが「一人一日平均労働時間」に算入している時間を超えた部分の訓練時間は、どの様な超勤整理をしているのか明らかにすること。

【回答】 事前に行路の一部として勤務指定した訓練「定期・臨時に関わらず」については、就業規則第 94 条のとおり勤務実績に基づく一か月の労働時間がその月の基礎労働時間を超える場合は、超えた時間を時間外労働時間として扱う。行路及び指定された訓練時間に対して、実績が超えた場合は同上第 2 項に定める時間外労働として扱う。

4. 過去に、臨時訓練等を時間外訓練として二項超勤として整理していたが、現在、二項超勤としていないのであれば二項超勤としなくなった経緯と根拠を明らかにすること。

【回答】 事前に勤務指定した訓練「定期・臨時に関わらず」については、就業規則第 94 条に定めたとおり勤務実績に基づく一か月の労働時間がその月の基礎労働時間を超える場合は、超えた時間を時間外労働時間として扱う。行路及び指定された訓練時間に対して、実績が超えた場合は同上第 2 項に定める時間外労働として扱う。

5. 定期訓練内で行われている試験に対しての再試験は、超勤扱いとすること。

【回答】 業務上必要なもので、開始屋が指示したものは超過勤扱いとしている。業務指示でなくとも、本人の事故防止等のために管理者が必要なフォローを行うことは当然ありうる。

6. 以前、組合側が「規程の訂正は訓練時間内で行うこと」と申し入れをした際、会社側は「訂正した箇所の確認を訓練時間で行っている」と回答している。しかし、規程の訂正および訂正済の事実を管理者に確認してもらうことを自己の時間で行っており、会社回答とは違う現実となっている。よって、規程の訂正は、訓練時間内で説明しながら行うようにすること。

【回答】 そのような考えはない。

7. 訓練は、一日に3回行うようにすること。

【回答】 訓練は現場の実態に合わせて実施しており、一律にそのようにする考えはない。

組合：1だが、毎年異なった計画になっているのか？

会社：同じ項目もあるし、新たに加わるものもある。

組合：定期訓練は毎年同じではないのか？

会社：同じ項目もあるし、新たに加えなければならないものもある。

組合：新たに加わるのは、臨時と現車訓練ではないのか？

会社：基本訓練でも取り扱いが変われば、変更する場合もある。

組合：定期訓練の年間計画は明らかにできないのか？

会社：明らかにしない。

組合：明らかにしない理由は何か？

会社：特に提示をする必要はないと考えている。

組合：最近、訓練時間が長くなっていないか？

会社：必要に応じて、教育を実施する場面が多くなっている。

組合：定期訓練は労働時間に組み込まれているのか？超勤としての扱いは無いのか？

会社：そのとおりである。臨時訓練についても月間積算になる。勤務指定を提示しものについては、積算に参入している。先ほどの94条1項で処理をしている。

組合：現在は2項超勤として扱う訓練は、ほとんど無いと言う事か？

会社：そのとおりである。突発的に行うような場合に、2項超勤として扱う事は過去に於いてもあったし、現在もあり得る。

組合：具体的な数字についてはこちらで確認するが、実感として実際に訓練時間が伸びているにも関わらず規程の時間内で整理されているのは理解出来ない。

会社：2時間という指定ではない。前月の勤務指定で時間は決めている。

組合：訓練の再試験は、会社のいうフォローに当たるのか？

会社：そのように考えている。

組合：事故防止の「指導呼び込み」も、フォローか？

会社：事故防止に対して必要なフォローは当然行う。

組合：規程の訂正についてだが、自分の時間で訂正し指導が確認している。訓練で一切確認していないのは承知しているか？

会社：大切な規程に関しては訓練の中で行っている。

組合：規程に大切なものと、そうでないものがあるのか？静岡運輸区では以前は訓練の中で確認をしていたが、現在は指導に見せに行っている。何故か？

会社：確認していないので、ここでは答えられない。

組合：訂正についても期限があって、過ぎると「未提出者」として指導掲示に大きく張り出される。

会社：乗務員が誤った取り扱いをしないための対策だ。

組合：会社の現行の対策に問題がある。

会社：事故を起こさない対策である。それは理解してもらいたい。

組合：明けで長時間訓練待ちをすると、本当に厳しい！各運輸区に対策を指示されたい。

会社：貴側の主張は理解する。